

平成27年度長崎県食品ウォッチャー第2回活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成27年度第2回目の報告等による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 食品ウォッチャーの委嘱数

県内で、32名（女性：29名 男性：3名）

2 活動内容

日常の買い物活動の中で食品表示等に関するモニタリング活動を行い、疑問や問題があると思われる場合に情報提供
モニタリング活動の結果について定期的報告（年間3回）

3 活動結果

食品表示等に関する情報提供内容

件数6件（平成27年4月～平成27年11月30日）

食 品 分 類					情 報 区 分					結 果		
食肉・卵	水産物	野菜 米・果物	加工品	その他	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	調査・指導	処理中	問題なし
0	0	3	2	1	6	0	0	0	0	2	0	4

第2回定期報告の概要（11月30日現在）

調査期間	平成27年9月～11月30日
調査店舗数	延べ2, 212店舗
調査食品数	延べ14, 908点（生鮮食品6, 909、加工食品7, 999）

4 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
<p>対面販売で販売されている「饅頭（透明のビニールに包んである）」に名称、原材料名、賞味期限等の食品表示が貼付されていない。</p>	<p>対面販売で客の注文に応じ、その場で容器に詰めて販売する加工食品は食品表示基準の容器包装に入れられた加工食品に該当しないので基準に定められた表示は必要ないことから、今回の事例は表示の必要ない。</p>
<p>「小倉パン」に原材料で使用されている「あんこ」と「ごま」が原材料名欄に記載されていない。</p>	<p>販売店へ「小倉パン」の食品表示について説明し、表示の修正（原材料名、消費期限、内容量）をするよう指導した。 （商品へ貼付されている食品表示のシールは販売店で作成しているため、販売店を指導）</p>
<p>「農林水産省新ガイドライン 特別栽培米」の表示について。「玄米及び精米品質表示基準」が改正されたものか。</p>	<p>「農林水産省新ガイドライン」による表示は、農林水産省の「特別栽培農産物表示ガイドライン」に基づいて表示されたもので、「玄米及び精米品質表示基準」による表示とは別のもの。「玄米及び精米品質表示基準」は、平成27年4月に施行された食品表示法で定めた「食品表示基準」に一元化されている。</p>